

住宅ローン

(令和5年2月1日現在)

1. 商品名	けんしん住宅ローンS〈お住みつき〉 (プロパー)	
2. ご利用いただける方	当組合組合員で下記の条件を満たす方 ① お借入時に満20歳以上満65歳未満で、最終弁済時に満81歳未満の方(一般団信) お借入時に満20歳以上満51歳未満で、最終弁済時に満76歳未満の方(がん団信) お借入時に満20歳以上満51歳未満で、最終弁済時に満76歳未満の方(3大疾病団信) ② 反社会的勢力に該当しない方 ③ 安定した収入が継続して見込まれる方 ④ 団体信用生命保険に加入できる方 ⑤ 勤続年数・年収	
	給与所得者の方	個人事業者
	同一先勤続1年以上	同一事業営業3年以上
	税込年収150万円以上	税込年収150万円以上 税金を完納していること
3. お使いみち	① 自己居住用住宅の新築・購入および中古住宅購入資金 ② 1年以内に住宅を建設する土地購入資金 ③ リフォーム資金 ④ 借換資金 (他金融機関の住宅ローンの借換)	
4. ご融資金額	・100万円以上5,000万円以下 (1万円単位) ただし、原則自己資金を所要資金の20%以上とします。	
5. ご融資期間	・1年以上35年以内 (月単位) ただし、次の期間の範囲内及び団信加入期間内とする	
	種別	区分 最長期間
	新築物件	マンション・その他 35年
	中古物件	マンション 50年から表示登記後の経過年数を控除
		その他 35年から表示登記後の経過年数を控除
	リフォーム	融資金額500万未満 30年(マンション15年)
		融資金額500万以上 30年(マンション25年)
6. ご融資利率	変動金利型	固定金利選択型
(金利につきましては、窓口へお問合わせ下さい)	○ 新規ご融資利率は、原則当組合の定める住宅ローン専用基準金利を基準として決定いたします。 ○ ご融資後は年2回、4月1日と10月1日に基準金利を見直し、それぞれ6月・12月の返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。	○ 固定金利選択期間は3年型、5年型、10年型があります。(以下、この期間を特約期間という) ○ お借入時に、固定金利選択型を選択されますと特約期間中の適用利率は一定です。 ○ 特約期間終了後は、お申し出により新たに前回と同様の期間の特約期間を設定することができます。その場合の適用金利は従前の特約期間終了時の翌日時点の適用利率とします。 ○ 特約期間終了後固定金利選択型を再度選択されない場合は、変動金利型となります。この場合の適用金利は特約期間の終了日時点の「住宅ローン変動金利型」の標準金利となります。
7. ご返済方法	変動金利型	固定金利選択型
	○ 毎月元利均等返済 [元金の1/2までボーナス増額返済可] ○ 毎回のご返済額は5年間は一定で、5年毎に再計算し新たな返済額に見直します。 ただし、返済額が増える場合も新しいご返済額は前回のご返済額の125%以内とします。	○ 毎月元利均等返済 [元金の1/2までボーナス増額返済可] ○ 特約期間中の毎回のご返済額は一定です。 ○ 再度固定金利選択型を選択された場合のご返済額は新利率と残期間により新たに求められた金額とさせていただきます。 ○ 変動金利型となった場合の返済額は特約期間終了後最初に到来する10月1日の3ヶ月後の月(1月)の約定返済額より変更となります。以後変動金利の返済方法と同様となります。

裏面に続きます

8. 団体信用生命保険	当組合の指定する一般団体信用生命保険、がん保障特約付団体信用生命保険、3大疾病保障特約付団体信用生命保険のいずれかにご加入いただきます。なお、一部の団体信用生命保険については、保険料相当分をお借入金金利に上乘せし、団体生命保険料は当組合がお支払いします。
9. 保証人・担保	<input type="radio"/> 保証人：同居家族または第三者 所得合算される場合は、合算者を保証人とします。 <input type="radio"/> 担保：当組合に対して土地、建物を担保として差し入れていただくことになります。また、担保に差し入れていただいた建物には、火災保険の加入をお願いします。
10. 手数料・保証料	
事務手数料	<input type="radio"/> 当組合が定める手数料が必要です。
保証料	<input type="radio"/> 不要です。
繰上返済 手数料	<input type="radio"/> 一部繰上返済で貸出条件の変更をする場合 <input type="radio"/> 一括返済の場合
固定金利再 特約手数料	<input type="radio"/> 固定金利特約型を再度特約する場合 当組合が定める手数料が必要です。
11. その他	<input type="radio"/> お申し込み際には、所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済の試算につきましては窓口までお問い合わせ下さい。 <input type="radio"/> 変動金利型から固定金利選択型への変更はできません。 <input type="radio"/> 固定金利選択型の特約期間の変更はできません。また、一度変動金利型となった場合は再度固定金利特約型を選択することはできません。
12. 苦情処理措置、紛争解決措置	
<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>	

(以上)